高齢者や障がい者などが被災する傾向が強まってい

近年、

地震や集中豪雨とい

った災害が多く発生し、

9



計画 ます。 護者支援プラン」を策定しました。 な高齢者などの支援のために、 市で このプランは、 に基づき、 は、 平 成 19 災害発生時に自力では避難が困難 年度に策定した「日光市地域防災 4月1日から実施しています 「日光市災害時要援

プランとは? 日光市災害時要援護者支援

○妊婦

○要介護認定を受けている方

○難病患者

○外国人(日本語が分からない方)

○乳幼児

るよう、 (避難支援者)と市(行政)で支援でき難な災害時要援護者を、地域住民エのプランは、自力では避難が困 る具体的な方法や体制を定めたも 災害時要援護者支援に関す

要援護者)とします。 要とする方を災害時要援護者(以下) 地震や火災などの災害が発生した 次の方のうち、 特に支援を必

市の役割

災害時要援護者とは?

設置しました。市支援班の主な役割 害時要援護者支援班(市支援班)」市では、平成21年度に「日光市 は次のとおりです。 「日光市災 を

○災害時要援護者登録制度の普及

啓発に関すること

○個人情報保護に十分配慮した災害 時要援護者情報の共有に関するこ

とき、

○高齢者○局・○局・</li

○情報伝達体制の整備に関すること

○災害時要援護者の台帳登録に関す

0

女性団体

○子ども会

ること

○自主防災組織(自治会)や民生委

児童委員、

地元消防団などへ

地区支援班の役割

 \circ

市支援班

連絡

○災害時要援護者情報の適正管理に

0 個別訪問などによる災害時要援護

0 ے ح 避難支援者情報の市などへの提供 自ら収集した災害時要援護者情報

班(次項

「地区支援班とは?」参照)

(自治会)で地区災害時要援護者支援

市民の皆さんには、

自主防災組織

市民の皆さんの役割

を設置していただきます

者1名につき2名以上とし、 者本人からの推薦、 本人の同意を得てから収集します。 の収集・登録に関すること」 避難支援者は、 です。

避難支援者

連絡

支援活動

連絡

各地区班長(組長)

連絡

災害時には、 防災行政無線や災害

難支援者は、

重要な災害情報を市から要援護者に対策本部の情報伝達担当を中心に、



○自主防災組織(自治会)が行う情報

の迅速な情報伝達に関すること

伝達への支援に関すること

情報伝達訓練、

避難支援訓練など

要援護者支援の普及啓発に関する

ること 情報収集・伝達体制の整備に関す

関すること

○避難支援者の決定・登録に関する 者情報の収集・登録に関すること

地区支援班

自主防災組織などご

訪問などによる災害時要援護者情報 要援護者の情報は個人情報ですので、 この中で特に重要なのが、 に関すること 原則として要援護 個別

援護者の支援をお願いします

から地域や地区において、災害時要

市支援班と連携・協力し、

人たちの中から選定します。 または隣接する 要援護

組織です。

で構成される、

災害に備えた地域の

地区支援班とは、

次の方たちなど

地区支援班とは?

○地元消防団

○民生委員・児童委員 ○自主防災組織(自治会)

災害発生時の連絡体制

災害発生 、要援護者の避難準備がの連絡が入った場合、避

難所へ、 整い 次第、 直ちに避難させてください 地区ごとに指定された避



今後の動き

地元消防団

E上。 握・登録のための支援を行っていき 援班」の設置や要援護者情報の把 すては平成21年度から、「地区支 ます

民生委員

児童委員

支援についての周知を図っていきま 援護者支援プラン」 協力をお願いします。 いての説明会を開催していく予定で 者と避難支援者の登録方法などにつ また、 人の力が必要となりますので、 災害時には、 そのほかにも、 各地域で 地域の皆さん 「日光市災害時要 災害時要援護者

くわしくは

災害時要援護者

高齢福祉課 高齢福祉係

2009年5月号